

運 営 規 程

指定通所リハビリテーション

医療法人 陽成会

介護老人保健施設ヒロセ

介護老人保健施設ヒロセ 運営規程 (指定通所リハビリテーション)

第1章 主旨

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人陽成会(以下「本会」という。)が開設する介護老人保健施設ヒロセ(以下「当事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

第2章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条** 当事業所は、相手を思いやる「和」の心と、利用者に「誠意」をもって接して、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。
- 2 当事業所では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
 - 3 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 4 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 6 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が快適に過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 7 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 8 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 - 9 通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第4条 当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設ヒロセ
- (2) 所在地 愛媛県今治市国分7丁目4番1号
- (3) 開設年月日 平成10年7月9日
- (4) 電話番号 0898-47-5200 FAX番号0898-47-5085
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(3857780450)

第3章 管理組織

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

(職員の定数)

第5条 当事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務の内容は次のとおりとする。人員基準の範囲内であれば、基準を下回らない範囲において増減できる。

- | | |
|------------------------|----------|
| (1) 管理者（施設長、医師） | 1名 |
| (2) 看護職員 | 1名以上 |
| (3) 介護職員 | 10名以上 |
| (4) 理学療法士又は作業療法士・言語聴覚士 | 2名以上 |
| (5) 支援相談員 | 1名 |
| (6) 事務長 | 1名 |
| (7) 事務員 | 1名 |
| (8) 栄養士 | 1名 |
| (9) その他 | 必要に応じて置く |

(職務内容)

第6条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は老人保健法、その他関係法令の規定に従い職員を指導監督し、当事業所の運営管理にあたるとともに、利用者の疾病の治療、保健衛生管理および職員の保健衛生に関する技術指導に従事する。また、関係機関及び地域社会等との連絡調整にも従事する。
- (2) 医師は利用者の病状を把握し、日常的な医学的対応を行うとともに、保健衛生、通所リハビリテーション計画の検討と実施に関する業務に従事する。
- (3) 看護職員及び介護職員は、利用者の病状、心身の状態等に応じ適切な看護、介護を行うとともに、医師の指示により利用者の保健衛生に関する業務補助、通所リハビリテーション計画の検討と実施に関する業務に従事する。
- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示により利用者の心身の諸機能の改善又は維持を図るため、計画的な機能回復に関する業務、指定通所リハビリテーション計画の検討と実施に関する業務に従事する。
- (5) 支援相談員は、利用者に対して次に挙げる支援相談に従事する。
 - ・ 利用者の生活、行動プログラムの企画、対外連絡並びに利用者及び家族の支援相談に関すること
 - ・ 利用者の指定通所リハビリテーション計画の検討と実施に関すること
 - ・ その他
- (6) 事務長は、施設長の命を受け当事業所の運営管理に従事するとともに事務を掌理する。
- (7) 事務員は、事務長を補佐し、受付、窓口業務全般、施設利用料の会計処理、庶務的、経理的事務に従事する。施設長の職務である関係機関や地域社会等連絡調整を補佐する。
- (8) 栄養士は、次に挙げる業務に従事する。
 - ・ 医師の指示による利用者の栄養摂取量の調節及び栄養指導に関すること
 - ・ 栄養管理、栄養状態の管理に関すること
 - ・ 給食献立表の作成及び調理実務指導に関すること
 - ・ 給食材料の食品栄養分析並びに給食の改善に関すること
 - ・ 給食材料の発注、受入管理、請求伝票の仕訳に関すること
 - ・ 調理室及び食品、器具什器類の保全と衛生管理に関すること
 - ・ 給食内容等の記録作成に関すること
 - ・ 利用者の食事摂取状況の点検記録と趣好調査の計画実施に関すること
 - ・ 給食員への保健衛生の指導に関すること
 - ・ 利用者の指定通所リハビリテーション計画の検討と実施に関すること
 - ・ その他
- (9) 職員は、職務上知り得た利用者のプライバシーに関しての守秘義務を持つ。

第4章 サービス営業日及び営業時間・サービス提供営業日及び提供時間

(サービス営業日及び営業時間)

第7条 当事業所のサービス営業日及びサービス時間は次のとおりとする。

- (1) サービス営業日 月曜日から土曜日までとする。(日曜日は希望に応じて実施)
- (2) サービス営業時間 午前8時30分から午後5時30分を営業時間とする。

(サービス提供営業日及び提供時間)

第8条 当事業所のサービス提供営業日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) サービス提供営業日 月曜日から土曜日までとする。(日曜日は希望に応じて実施)
- (2) サービス提供時間 午前9時から午後4時を標準的な提供時間とする。
利用者の要望により時間延長可能な体制とする。

第5章 利用定員

(利用定員)

第9条 当事業所の利用定員は、45人とする。

第6章 サービスの内容及び利用料、その他の費用の額

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 当事業所は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、この規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第11条 当事業所は、指定通所リハビリテーションの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 当事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所リハビリテーションを提供するように努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 当事業所は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 当事業所は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であっても必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第13条 当事業所は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第14条 当事業所は、指定通所リハビリテーションを提供した際には、当該指定通所リハビリテーションの提供日及び内容、当該指定通所リハビリテーションについて利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

(健康手帳への記載)

第15条 当事業所は、提供した指定通所リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではないものとする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第16条 当事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所リハビリテーションを提供するものとする。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第17条 当事業所は、指定通所リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 当事業所は、指定通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第18条 当事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(指定通所リハビリテーション計画の作成)

第19条 当事業所の医師等の従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定通所リハビリテーション計画を作成するものとする。

2 前項の規定による、指定通所リハビリテーション計画が作成されたときは、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 第1項の規定による指定通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

4 当事業所の従業者は、それぞれの利用者について指定通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載するものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第20条 当事業所は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定通所リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するとともに、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うものとする。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第21条 当事業所は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者へ連絡その他必要な援助を行うものとする。

(提供拒否の禁止)

第22条 当事業所は、正当な理由なく指定通所リハビリテーションの提供を拒んではならないものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第23条 当事業所は、当該指定通所リハビリテーション施設の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所リハビリテーション事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第24条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 当事業所は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を行うものとする。

(指定通所リハビリテーションの具体的方針)

第25条 当事業所は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

2 当事業所の従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

**介護老人保健施設ヒロセ
(指定通所リハビリテーション)**

- 3 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスが提供できる体制を整えるものとする。

(指定通所リハビリテーションの内容及び利用料)

第26条 当事業所が提供する指定通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
 - (2) 生活指導（相談援助等）
 - (3) 機能訓練（日常動作訓練）
 - (4) 介護サービス
 - (5) 給食サービス
 - (6) 介護方法の指導
 - (7) 一般的健康状態の確認
 - (8) その他、指定通所リハビリテーションの提供に必要と認められる援助
- 2 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用額は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 3 当事業所は、前項の支払を受ける額のほか、利用料金表に掲載の料金により次に掲げる費用の額を徴収することができる。
- (1) 利用者の選定により、通常要する時間を超える指定通所リハビリテーションに係る費用
 - (2) 食事の提供費用 昼食580円 夕食500円
 - (3) 日常生活費、教養娯楽費、おむつ代、行事費 実費
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、指定通所リハビリテーションの提供に係る便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 当事業所は、前項の費用の額に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第7章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第27条 通常の事業の実施地域は、今治市および西条市とする。但し、旧今治市、旧朝倉村、旧玉川町、旧波方町、旧大西町および旧東予市の区域に限る。

第8章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての注意事項等)

第28条 当事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 飲酒・喫煙・・・・・・・・飲酒は原則禁止。喫煙は敷地内全面禁止。
 - (2) 火気の取り扱い・・・・・・・・禁止。
 - (3) 建物・備品・器具・・・・・・・・破損しない。持ち出し禁止。
 - (4) 所持品の持ち込み・・・・・・・・必ずフルネームで記名。刃物・危険物の持ち込みは禁止。
 - (5) 食品の持ち込み・・・・・・・・衛生管理の為、原則禁止。
 - (6) 金銭・貴重品の管理・・・・・・・・必要最低限にし、原則、利用者様の管理とする。
 - (7) 利用途中での施設外への病院受診・・・・・・・・通所リハビリは中止。
 - (8) 迷惑行為・・・・・・・・喧嘩・口論又は暴力行為等、禁止。
 - (9) 宗教活動・・・・・・・・禁止。
 - (10) ペット・・・・・・・・持ち込み禁止。
- 2 施設長は、利用者が次の各号に該当すると認めるときは、当該利用者に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うことができる。
- (1) 当事業所の秩序を乱す行為をした者
 - (2) 故意にこの規程等に違反した者

第9章 非常災害対策

(緊急時における対応)

第29条 当事業所の従業者等は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応等)

第30条 当事業所は、施設のサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 当事業所は、施設のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第31条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消化・通報・非難）・・・年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第10章 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第32条 当事業所は、利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めるものとする。

- 2 事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人陽成会の就業規則による。
- 3 事業所職員は、年1回の健康診断を受診すること。夜勤勤務に従事するものは、年2回受診しなければならない。
- 4 当事業所は、当事業所職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(職員の服務規律)

第33条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の義務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第34条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(定員の遵守)

第35条 当事業所は、利用定員を超えて指定通所リハビリテーションの提供を行ってはならないものとする。

(衛生管理等)

第36条 当事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 当事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(苦情処理)

第37条 当事業所は、提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当事業所は、提供した指定通所リハビリテーションに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当事業所は、提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第38条 当事業所は、指定通所リハビリテーションを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

1. 正当な理由なしに指定通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
2. 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第39条 当事業所の従業者は、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らしてはならないものとする。

- 2 当事業所は、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう指導教育を随時行い、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 3 当事業所は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第40条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) (1)から(3)の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束等)

第41条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその状態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第42条 当事業者は利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(感染対策委員会の強化)

第43条 感染対策委員会を定期的開催して職員へ年2回以上定期的教育実施し感染症防止に努める。又、感染症発症時の訓練を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第44条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第45条 当事業所及び当事業所の従業員は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

(掲示及び広告等)

第46条 当事業所は、施設の見やすい場所に、この規程の概要、従業員の勤務の体制、利用料の額その他サービスの内容等重要事項を掲示するものとする。

- 2 当事業所の業務を広告する必要がある場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないものとする。

(会計の区分等)

第47条 当事業所の会計は、施設ごとに経理を区分するとともに、本会のその他の事業の会計とを区分するものとする。

(記録の整備)

第48条 当事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 当事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第49条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人陽成会介護老人保健施設ヒロセの役員会において定めるものとする。

(補則)

第50条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人陽成会介護老人保健施設ヒロセの役員会において定めるものとする。

附 則

- この規程は平成12年 4月 1日から実施する。
この規程は平成12年 8月 1日から実施する。
この規程は平成15年 4月 1日から実施する。
この規程は平成17年 1月16日から実施する。
この規程は平成17年10月 1日から実施する。
この規程は平成19年 8月 1日から実施する。

介護老人保健施設ヒロセ
(指定通所リハビリテーション)

この規程は平成23年 9月 1日から実施する。
この規程は平成24年 4月 1日から実施する。
この規程は平成25年 4月 1日から実施する。
この規程は平成26年 4月 1日から実施する。
この規程は平成27年 4月 1日から実施する。
この規程は平成27年12月 1日から実施する。
この規程は平成28年 4月 1日から実施する。
この規程は平成28年 7月 1日から実施する。
この規程は令和 元年 6月 1日から実施する。
この規程は令和 2年 1月 1日から実施する。
この規程は令和 3年 4月 1日から実施する。
この規程は令和 3年 9月 1日から実施する。
この規程は令和 4年 4月 1日から実施する。
この規程は令和 7年11月 1日から実施する。